子どもの生活底上げ法案(通称)の考え方

目的

母子加算の減額阻止、大学等の進学の妨げとなる世帯分離の運用改善、児童扶養手当の支給対象の拡大、支給額の増額、毎月支払の 実現等、一人親世帯の子どもの生活支援を中心とした措置を講じることにより、「貧困の連鎖」を断ち切るとともに、貧困世帯の子どもの生活 の安定を図る。

生活保護法の改正

生活保護基準の改定の阻止等

(要綱第一の二)

平成30年10月に、政府は生活保護基準の改定を行おうとしているが…

現行の水準均衡方式のまま改定すると、生活保護の支給額が下がる家庭がある等、特に子育て世帯への影響が大! 具体的には、

- 「・母子加算・児童養育加算の減額
- 【・学習支援費の一部の「実費払い」への変更等
- 生活保護基準の不利な方向への改定をストップ!
- ┗・水準均衡方式を見直す!

大学等の進学の妨げとなる世帯分離の運用改善(要綱第一の一)

『現行制度においては、生活保護世帯の子どもが高校を卒業すると稼働能力を獲得するとの理由により「世帯分離」が行われ、生活保護費の支給額が下がってしまうため、大学・専門学校等への進学の妨げになっている!』との声が与野党で高まっている!

高校卒業後も世帯分離をせず、世帯を単位とする保護を 受けながら大学・専門学校等に通えるように配慮する!

児童扶養手当法・国民年金法の改正

支給(加算)対象の拡大

(要綱第二の一及び第三)

- 児童扶養手当
- 障害基礎年金
- 遺族基礎年金

は、原則として高校を卒業すると支給(加算)されなくなり、大学・専門学校等への進学の妨げともなっている!

「20歳未満の者」まで支給(加算)対象を拡大!

児童扶養手当の支給額の増額

(要綱第二の二)

現行=月額42,500円(平成30年4月)

- 人親世帯の支援のため、 10,000円UPし、52,500円に!

児童扶養手当の支払回数の見直し

(要綱第二の三)

年3回(4月、8月、12月)

一人親世帯の家計管理の支援のため、 毎月支払に!